

環境にやさしい津南町の率先行動計画

(地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画)

2025 (令和 7) 年度～2030 (令和 11) 年度

2025 (令和 7 年) 年 4 月

新潟県津南町

目次

I	計画策定の背景	2
II	達成状況	3
III	第3期計画の基本的事項	
1	計画の目的	4
2	計画の期間	4
3	対象とする施設	4
4	対象とする温室効果ガス	5
IV	温室効果ガス排出量	
1	温室効果ガスの算定方法	5
2	温室効果ガス排出量	6
V	目標と基本方針	
1	削減目標	7
2	省エネ・省資源への取組	8
3	環境にやさしい製品の使用及び事業の推進	8
4	廃棄物の排出削減とリサイクルの推進	9
5	職員の環境意識の高揚	9
VI	具体的取組内容	
1	省エネ・省資源対策	9
2	環境にやさしい製品の使用及び事業の推進	11
3	廃棄物の排出削減とリサイクルの推進	12
4	職員の環境意識の高揚	13
VII	率先行動計画の推進方法	
1	推進体制	14
2	計画の策定見直し	14
3	率先行動の推進	14
4	実施状況の点検・報告・進行管理・公表	14

環境にやさしい津南町の率先行動計画

平成 11 年 11 月 1 日策定

令和 7 年 4 月 1 日改正

津南町率先行動計画推進本部

I 計画策定の背景

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の 1 つとされています。既に世界的には平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されており、我が国においても平均気温の上昇、暴風、台風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されています。

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第 6 次評価報告書では、人間活動が主に温室効果ガスの排出を通して地球温暖化を引き起こしてきたことに疑う余地が無く、大気、海洋、氷雪圏、及び生物圏に広範かつ急激な変化が起こっています。2030 年の世界全体の温室効果ガスの排出量では、温暖化が 21 世紀の間に 1.5℃を超える可能性が高く、温暖化を 2℃より低く抑えることが更に困難になる可能性が高いとされています。

近年における、温室効果ガス排出における国際的な動向として、2023 年（令和 5 年）11 月から 12 月にアラブ首長国連邦・ドバイにおいて、COP28 が開催され、2022 年の COP27 で設立が決定していた気候変動の悪影響による損失と損害「ロス・アンド・ダメージ」に対する基金について運用開始の合意が発表されました。また、パリ協定で定めた各目標に対する進捗状況について、5 年ごとに評価を行う「GST：グローバル・ストックテイク」の第 1 回が実施され、決定文書でパリ協定の目標達成に向けた新たな目標や脱炭素貢献技術に関する取組の推進が呼びかけられました。また、2050 年までに温室効果ガスの排出実質ゼロにする、ネットゼロ目標に向け、締約国に「化石燃料からの移行を進め、今後 10 年間で行動を加速させる」ことを定めました。COP26 からの議論の争点となっていた「化石燃料の段階的な廃止」を盛り込むには至らなかったものの、COP の最終合意で「化石燃料からの移行」が呼びかけられたのは今回が初めてのこととなりました。

我が国では、また、2015 年 1 月のパリ協定の採択を受け、同年 12 月 22 日に開催した地球温暖化対策推進本部において「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」を決定し、「地球温暖化対策計画」を策定することとしました。2016 年 5 月には「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、「2030 年度の温室効果ガス削減目標を、2013（平成 25）年度比で 26.0%削減、2050 年までに 80%削減を目指す。」という目標を設定しました。2020 年 10 月には、新たな温室効果ガス排出削減目標を設定し、「2030 年度までに 2013 年度から 46%削減することを目指し、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続ける。」というより厳しい目標が設定されました。

当町においては、1999（平成 11）年 4 月に施行された「地球温暖化対策の推進に関する法律」を受けて、同年 11 月に「環境にやさしい津南町の率先行動計画」を策定し、日常業務・事業における環境負荷低減に取組み、温室効果ガスの排出抑制も視野に入れ改正の「環境にやさしい津南町の率先行動計画」に基づき、温室効果ガスの排出抑制の取組みを一層推進してきました。また、2021（令和 3）年 3 月に 2050 年までに CO2 排出量実質ゼロを目指すことを表明し、ゼロカーボンに向けた基本的な方向性として、2022（令和 4）年 9 月に「津南町ゼロカーボン戦略」を策定しました。2025（令和 7）年 4 月には、津南町全域で地球温暖化対策を行うための施策に関する、「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定し、より踏み込んだ地球温暖化対策を行う計画となっています。

Ⅱ 達成状況

旧計画における基準年（2015（平成 27）年度）の当町の対象施設からの温室効果ガスの総排出量（二酸化炭素換算排出量）は 2,910.0 t-CO₂ となっていました。ここから得られたデータをもとに 2022 年（令和 4 年度）の排出量と比較を行いました。旧計画では、2022（令和 4）年度までに 5 % の削減を目標として定めました。2022（令和 4）年度の実績は 2,488.9 t-CO₂ となり、基準年と比較すると約 14.9 % の削減となりました。

削減率が大きくなった要因として、旧計画時と比べ電力使用時の二酸化炭素排出係数が小さくなったこと（2015（平成 27）年度時：0.555 kgCO₂/kWh → 2022（令和 4）年度時：0.496 kgCO₂/kWh）と、軽油の使用量が旧計画時と比較して大きく減少していることが要因として挙げられます。

しかし、上記の要因は電力会社の二酸化炭素排出係数の増減や、冬季間の気象条件等によって大きく左右されます。特に軽油の使用量については、冬期間の除雪車に使用している所が大部分を占めるため、大雪時では使用量が増加し、反対に小雪時には使用量が減少すると考えられます。2022 年度は、積雪量が例年より少なく除雪車の稼働率が低かったことも考えられます。また、前回集計時には加算されていた町農業公社で使用する軽油が減少したと考えられます。

一方でガソリンは大きな変化は見られず、灯油、A 重油に関しては前回調査時より増加しています。要因として空調設備の使用や、前回調査時のデータの不備等の要因が考えられます。これらの燃料使用量を削減する工夫やデータの不備には十分注意する必要があると思われます。

Ⅲ 第3期計画の基本的事項

1 計画の目的

本計画は、行政も一つの事業者であり消費者であるという立場から、環境保全のための行動を自ら率先して実践することにより、環境への負荷の低減を図り、地球温暖化対策を推進するとともに、経費節減に努め、併せて行財政改革を推進することを目的とします。

また、これまでの取組みを踏まえ、さらに活動を推進するため策定するものとします。

なお、実行計画の策定は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づき、都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、策定が義務付けられたものであり、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置について定めることとされています。

2 計画の期間

本計画の期間は2025（令和7）年度を初年度として2030（令和11）年度までの5年間とします。本計画の策定にあたっては、2022（令和4）年度を新たに基準年度として設定し、削減目標を定めます。

なお、この間の実施状況や実績などを踏まえ、必要に応じて見直すものとします。

3 対象とする施設

本計画では、当町が行う事務及び事業のうち、職員の取組において温室効果ガスの削減が可能なものを対象とします。

なお、指定管理者制度等により、外部委託を実施している施設については対象外としますが、本計画の趣旨を理解してもらい、今後協力を求めていくものとします。

（対象施設一覧）

施設名	施設名
役場庁舎	役場車庫
越後湯沢駅前駐車場（津南町管理）	津南待合所
まちなかオープンスペースだんだん	結束克雪センター
岡倉庫	適応指導教室（旧津南分遣所）
除雪センター	浄水処理場・配水場
下水道・農業集落排水処理施設	文化センター
総合センター	歴史民俗資料館
農と縄文の体験学習館（なじょもん）	学校給食センター
中津川運動公園	ひまわり保育園
北部保育園	旧北部保育園三箇分園
上郷保育園	わかば保育園

旧中津保育園	こぼと保育園
旧こぼと保育園津南原分園	旧外丸小学校
上郷小学校	芦ヶ崎小学校
旧中津小学校	旧中津小学校大赤沢分校
津南小学校	津南中学校
保健センター	高齢者コミュニティセンターそだき苑
西山墓地	津南病院
津南地域衛生施設組合	

(名称については令和7年4月時点のもの)

4 対象とする温室効果ガス

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第2条第3項に規定されている温室効果ガスは、以下の7物質です。本計画では、これらのうち、主要な温室効果ガスである二酸化炭素の把握と削減に努めます。

(温室効果ガスの種類)

ガス種類	発生源
二酸化炭素 (CO ₂)	電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用により排出される。
メタン (CH ₄)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等により排出される。
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等により排出される。
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用・廃棄時等に排出される。
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気設備の電気絶縁ガラス、半導体の製造等を使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される。
三ふっ化窒素 (NF ₃)	半導体製造でのドライエッチングや CVD 装置のクリーニングにおいて用いられている。

IV 温室効果ガス排出量

1 温室効果ガスの算定方法

本計画の温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル及び温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン（2017（平成29）年3月環境省総合環境政策局）に基づいて算定します。

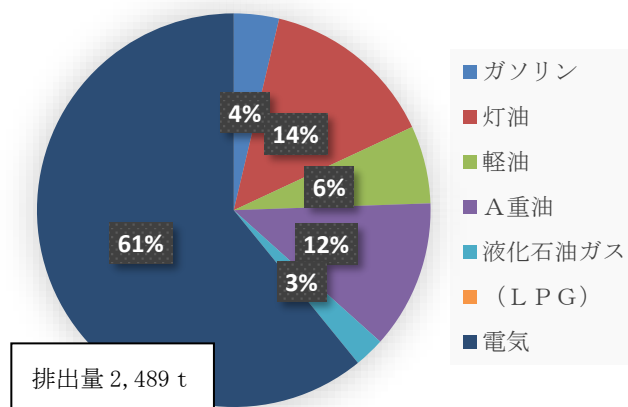
2 温室効果ガス排出量

基準年（2022（令和4）年度）の当町の対象施設からの温室効果ガスの総排出量（二酸化炭素換算排出量）は、2,488.9t- CO₂となっています。

なお、この数値は、改正後の対象施設の範囲から算定しています。

要因別の排出状況を見ると、電気の使用に伴って排出される二酸化炭素が全体の61%を占め、次いで灯油（14%）、A重油（12%）と続きます。

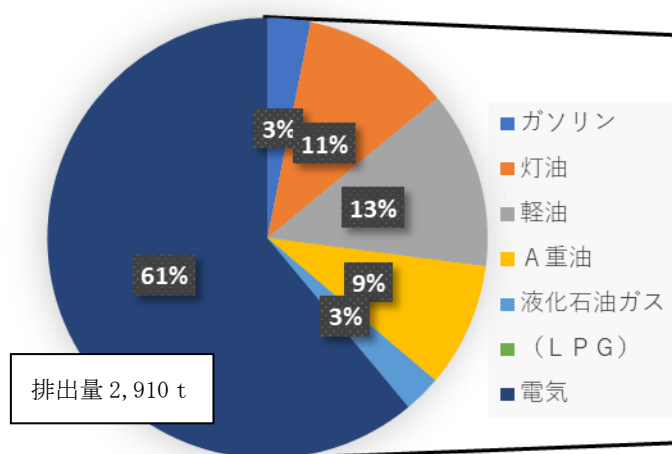
令和4年度二酸化炭素排出量割合



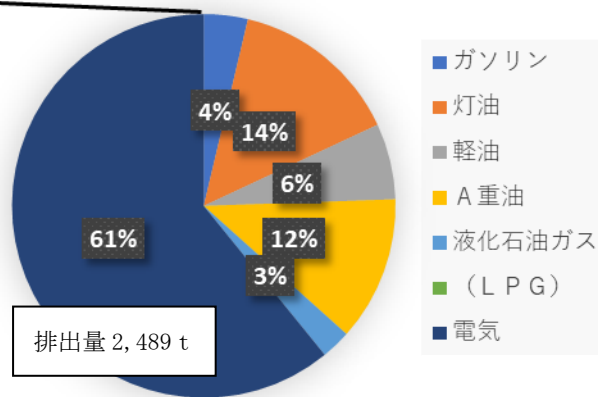
要因	単位	使用量	二酸化炭素 排出量 (t)	割合 (%)
ガソリン	ℓ	39,785	92.3	4
灯油	ℓ	143,404	357.1	14
軽油	ℓ	61,607	159.0	6
A重油	ℓ	112,000	303.5	12
液化石油ガス (LPG)	kg	20,822	62.0	3
電気	kWh	3,055,384	1515.5	61
計			2,488.9	100

目標値として設定した平成27年度との比較は次の通りです。

平成27年度二酸化炭素排出量割合



令和4年度二酸化炭素排出量割合



要因	単位	平成 27 年度 使用量	令和4年度 使用量	平成 27 年度 二酸化炭素 排出量(t)	令和 4 年度 二酸化炭素 排出量(t)	削減率(%)
ガソリン	ℓ	39,537	39,785	91.7	92.3	0.65 ↑
灯油	ℓ	127,398	143,404	317.2	357.1	12.6 ↑
軽油	ℓ	146,745	61,607	378.6	159.0	58.0
A重油	ℓ	980,00	112,000	265.6	303.5	14.2 ↑
液化石油ガス(LPG)	kg	26,548	20,822	79.6	62.0	22.1
電気	kWh	3,202,078	3,055,384	1,777.1	1,515.0	14.8
計				2,910.0	2,488.9	14.5

全体の削減率は 14.5%となっています。

特に軽油の削減率が大きくなっており、平成 27 年度と比較して 58.0%の削減となっています。考えられる要因として、冬季間における除雪車の稼働率減少などが挙げられると思われます。しかし、A 重油と灯油については増加しており、ガソリンは微増となっています。これらは、使用量が増加した可能性も考えられますが、前回調査時のデータの不備等の要因も合わせて考えられるため、燃料使用量を削減する工夫やデータの不備には十分注意する必要がありますと思われる。

V 目標と基本方針

<目標の柱> 日常業務における環境負荷の低減（エコオフィスへの取組）

1 削減目標

2022（令和 4）年度を基準年として、地球温暖化対策のための温室効果ガス削減及び環境負荷低減の目標を定めます。

温室効果ガス排出量は、2030（令和 11）年度までに 5%の削減を目標とし、温室効果ガス以外においても、水道使用量、コピー用紙使用量の削減、グリーン購入の推進、職員の環境への意識の向上を目指します。

2 省エネ・省資源への取組

率先行動の内容	率先行動の目標
(1) エネルギーの削減	主要な温室効果ガスである二酸化炭素の排出削減に寄与するため、庁舎等で使用する電気・燃料等のエネルギー使用量を、<u>二酸化炭素の排出量換算</u>で2030（令和11）年度までに2022（令和4）年度実績に対して概ね5％削減します。
① 電気使用量	庁舎等の電気使用量を、2030（令和11）年度までに、2022（令和4）年度実績に対して概ね5％削減します。
② 燃料使用量	庁舎等で使用するLPガス、石油、重油の使用量を、2030（令和11）年度までに、それぞれ2022（令和4）年度実績に対して、概ね5％削減します。また、自動車燃料の使用量を概ね5％削減します。
(2) 水使用量の削減	水資源の保護及び、水道水製造に伴うエネルギー使用量の削減に寄与するため、庁舎等で使用する水道水使用量を、2030（令和11）年度までに、2022（令和4）年度実績に対して概ね5％削減します。
(3) 紙使用量の削減	二酸化炭素吸収源である森林資源を大切にするため印刷物等の紙使用量を削減します。特にコピー・浄書用紙の使用量を、2030（令和11）年度までに、2022（令和4）年度実績に対して概ね10％削減します。

3 環境にやさしい製品の使用及び事業の推進

率先行動の内容	率先行動の目標
(1) 再生紙の使用	二酸化炭素吸収源である森林資源を大切にするため、再生紙の使用を進めます。また、製紙過程における漂白に伴う環境負荷を低減するため白色度の低いものを選択します。
① コピー・浄書用紙等	コピー用紙及び浄書用紙等は、原則として全て再生紙を使用し、かつ、2030（令和11）年度までに特殊な用途を除き全て古紙混入率70％以上で白色度70％以下の再生紙を使用します。
② 外注印刷物	冊子・帳票・パンフレット・ポスターなどの外注印刷物の用紙は、原則として全て再生紙を使用し、かつ、2030（令和11）年度までに、古紙混入率70％以上で白色度70％以下の再生紙の使用割合を概ね50％以上とします。

③ トイレットペーパー	庁舎等におけるトイレットペーパーは、2030（令和 11）年度までに、全て古紙混入率 100%のものを使用します。
（２）上記以外の環境にやさしい製品の使用	庁舎等で使用する消耗品類・備品類は、可能な限り、再生原料を使用したもの（リサイクル製品）、再利用可能なもの、その他生産・流通・使用・廃棄の各段階で環境に与える負荷の低減に配慮されたものとしします。
（３）環境にやさしい事業の推進	庁舎等で発注する公共事業に当たって、構想・計画・設計等の段階から自然環境、省エネルギー、省資源、廃棄物の減量化等を踏まえ、環境保全への配慮をした事業を推進するものとしします。

4 廃棄物の排出削減とリサイクルの推進

率先行動の内容	率先行動の目標
（１）廃棄物（可燃ごみ・不燃ごみ）の排出削減とリサイクル	廃棄物の収集運搬・処理に伴う環境負荷の削減、資源ごみの再生利用による資源の保護等寄与するため、庁舎から排出される廃棄物の量の削減及びリサイクルを推進します。これにより、庁舎等からの廃棄物の排出量は、2030（令和 11）年度までに、2022（令和 4）年度排出実績に対して概ね 15%削減します。また、2030（令和 11）年度までに、リサイクル率を概ね 50%とします。
（２）備品類・消耗品類の有効利用	資源の有効利用と廃棄物の排出削減のため、庁舎等における机・イス・書庫などの不要備品の再生利用に努めます。また、消耗品類は「名前」を付ける等大切に使用します。

5 職員の環境意識の高揚

職員の環境意識の高揚を図り、率先行動を促進します。

VI 具体的取組内容

◎・・・庁舎・所属としての取組 ○・・・職員一人ひとりの取組

1 省エネ・省資源対策

（１）エネルギーの削減	（目標）庁舎等で使用する電気、燃料等のエネルギー使用量を、 <u>二酸化炭素の排出量換算</u> で 2030（令和 11）年度までに、2022（令和 4）年度実績に対して概ね 5 %削減します。
① 電気使用量	（目標）庁舎等の電気使用量を、2030（令和 11）年度までに、2022（令和 4）年度実績に対して、概ね 5 %削減します。

【具体的取組内容】

- ◎事務室の冷暖房の設定温度は、冬季 18～20℃、夏季 28℃を目安とし、適正な運転管理を行います。
- ◎夕方 4 時 30 分以降の冷暖房は原則として行いません。
- ◎庁舎等の照明については、利用箇所の実態に応じて、支障のない範囲で点灯を行います。
- ◎昼休み時間は、必要最低限の照明にし、不必要な照明の消灯を徹底します。
- ◎庁舎内等に自動販売機を設置しているものに対し、省エネ型への転換及び設置台数の削減を指導します。
- ◎窓のブラインドの適切な開閉により採光・遮光を効率的に行い、照明の効果を高めます。
- ◎電気消費量を抑えるため LED 照明の導入を推進します。
- ◎太陽光発電や再生可能エネルギー設備等の整備を推進します。
- 時間外勤務時は、必要最低限の照明にし、不必要な照明の消灯を徹底します。
- トイレ、更衣室等に利用者がいない場合は消灯します。
- パソコンやプリンター等の OA 機器は、未使用時には電源を切るか、省電力モードに設定します。
- エレベーターは原則として使用せず、階段を利用します。
- エレベーターの障がい者用ボタンはむやみに使いません。（扉が閉まるまでの時間が長くなります。）
- 職員個人の電気器具は、庁舎内等でむやみに使用しません。
- 事務の効率化に務め、残業時間を縮減するとともに、ノー残業デーの徹底を図ります。
- 退庁時には、身の周りの電気器具の電源が切られていることを確認します。

② 燃料使用量	（目標）庁舎等で使用する LP ガス、灯油・重油の使用量を、2030（令和 11）年度までに、それぞれ 2022（令和 4）年度実績に対して概ね 5％削減します。また、自動車燃料の使用量を概ね 5％削減します。
---------	---

【具体的取組内容】

- ◎事務室の冷暖房の設定温度は、冬季 18～20℃、夏季 28℃を目安とし、適正な運転管理を行います。
- ◎窓のブラインドの適切な開閉により採光・遮光を効率的に行い、冷暖房の効果を高めます。
- ◎ファン等で室内空気の循環を促し、冷暖房の効果を高めます。
- ◎冷暖房用器具は、適正に清掃・管理し、効率的に使用します。

◎LP ガスの口火及び元栓は使用する時以外は切っておきます。

◎公用車の更新にあたっては、低燃費自動車・プラグインハイブリッド自動車・電気自動車等の導入を推進します。

○クールビズ・ウォームビズを徹底し、冷暖房の効果を高めます。

○県庁等へ出張の際は、できる限り相乗りを推奨します。

○公用車の運転にあたり、急発進・急加速や不要なアイドリングはしない等エコドライブを実践します。また、アイドリングしながらの車内待機はしません。

(2) 水使用量の削減	(目標) 庁舎等で使用する水道水使用量を、2030 (令和 11) 年度までに、2022 (令和 4) 年度実績に対して概ね 5 %削減します。
-------------	--

【具体的取組内容】

◎構造上、水圧低下により節水が見込まれる庁舎等にあつては、水圧を低下させます。

○トイレ・洗面所、洗車等における節水に心がけます。

(3) 紙使用量の削減	(目標) 印刷物等の使用量を削減します。特にコピー・浄書用紙等の使用量を、2030 (令和 11) 年度までに、2022 (令和 4) 年度実績に対して概ね 10%削減します。
-------------	--

【具体的取組内容】

◎所属内の業務連絡及び参考資料の周知等は、庁内 LAN・電子メールまたは口頭による方法を採用し、ペーパーレスシステムの推進に努めます。

◎コピー使用量、印刷冊子等は配付先・印刷部数を精査して削減します。

◎ファイリングシステムを活かして、資料はできるだけ一元化し、課内または班内で複数保有しません。

◎むやみに資料を「作らない、渡さない、求めない」を徹底します。

◎資料はできる限り 1 枚で、「ワンベスト・ツーベター」を徹底します。

◎使用済み封筒の再利用、再資源化に努めます。

○コピー機の使用では、使用後にリセットキーを押し、ミスコピー防止に努めます。

○両面コピー・両面印刷を徹底します。

○片面ミスコピー紙は、そのまま捨てず再利用します。

○資料の小さなミス修正は手書きで補い、再コピーはしません。

2 環境にやさしい製品の使用及び事業の推進

(1) 再生紙の使用	(目標) コピー用紙及び浄書用紙は原則として全て再生紙を使用し、かつ、2030 (令和 11) 年度までに特殊な用途を除き、全て古紙混入率 70%以上で白色度 70%以下の再生紙を使用します。
------------	--

	(目標) 冊子・帳票・パンフレット・ポスターなどの外注印刷物の用紙は、原則として全て再生紙を使用し、かつ、2030（令和 11）年度までに古紙混入率 70%以上で白色度 70%以下の再生紙の使用割合を概ね 50%とします。 (目標) 庁舎等におけるトイレトペーパーは、2030（令和 11）年度までに、全て古紙混入率 100%のものを使用します。
(2) 上記以外の環境にやさしい製品の使用	(目標) 庁舎等で使用する消耗品・備品類は、可能な限り再生原料を使用したもの（リサイクル製品）、再利用可能なもの、その他生産・流通・使用・廃棄の各段階で環境に与える負荷の低減に配慮されたものとしします。
(3) 環境にやさしい事業の推進	(目標) 庁舎等で発注する公共事業に当たって、構想・計画・設計等の段階から自然環境、省エネルギー、省資源、廃棄物の減量化等を踏まえ、環境保全への配慮をした事業を推進するものとしします。

【具体的取組内容】

- ◎総務課共同購入指定物品に、環境にやさしい製品を積極的に取り入れます。
- ◎コピー用紙等は、原則として古紙混入率 70%以上で白色度 70%以下のものを指定して購入します。
- ◎外注印刷をするときは、原則として古紙混入率 70%以上で白色度の低い印刷用紙を指定します。
- ◎庁舎等トイレのトイレトペーパーは、古紙混入率 100%のものを指定します。
- ◎森林の育成過程で生産される間伐材や小径材などの木材製品を使用します。
- ◎公共事業にあたって環境保全への配慮としては、可能な限り国の各事業別・環境配慮項目により対応します。
- 再生紙・再利用紙を使った名刺を使用します。
- 常時使用する消耗品類（ボールペン・シャープペンシル等）はリサイクル商品を購入し、氏名を記入して使用します。

3 廃棄物の排出削減とリサイクルの推進

(1) 廃棄物（可燃ごみ、不燃ごみ）の排出削減とリサイクル	(目標) 庁舎からの廃棄物の排出量を、2030（令和 11）年度までに、2022（令和 4）年度排出実績に対して概ね 15%削減します。また、2030（令和 11）年度のリサイクル率を概ね 50%とします。
-------------------------------	--

【具体的取組内容】

- ◎リサイクルコーナーを設置して、資源ごみの分別収集を行い再利用・リサイクルを徹底します。
- ◎古紙・ごみ等の廃棄物の計量を実施します。
- ◎業者が持ち込むチラシ類は、回覧方式などにより極力削減するよう要請します。
- ◎コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再利用を進めます。
- ◎プラスチックごみの分別に取り組み、庁舎内から排出される燃えるごみの量を削減します。
- 不要廃棄紙をリサイクルボックスに入れる際は、ホッチキス針、クリップ、バインダー等の器具をはずしてリサイクルを進めやすくします。
- 飲料の空容器、プラスチックごみは、分類に従って所定の収集容器にいれ、分別を徹底します。
- ファイル、フォルダは廃棄せずに再利用します。
- 売店等で袋・包装紙をもらわないよう心掛けます。また、箸を持参するなどして割り箸をもらわないよう心掛けます。
- マイバックなどを活用し、レジ袋などを極力もらわないように心掛けます。

(2) 備品類・消耗品類の有効利用	(目標) 庁舎における机・イス、書庫などの不要備品の再利用に努めます。また、消耗品類は「名前」を付ける等大切に使用します。
-------------------	---

【具体的取組内容】

- ◎各所属等で不要になった廃棄予定備品情報を各所属等に提供し、再利用に努めます。
- ◎職場で使用していた消耗品類は、異動時には、次の職場に持って行って引き続き使用することをルールとし、消耗品類を大切に使用します。
- 常時使用する消耗品類（ボールペン・シャープペンシル等）は、氏名を記入して使用します。

4 職員の環境意識の高揚

職員の環境意識の高揚を図り、率先行動を促進します。

【具体的取組内容】

- ◎職員に対する環境保全研修等を実施し、環境意識の高揚に努めます。
- ◎職員に対する環境率先行動の広報・啓発を実施します。
- 通勤における公共交通機関の利用を促進するとともに、職場から2km 以内の職員は自家用車の利用を極力避けます。

Ⅶ 率先行動計画の推進方法

1 推進体制

本計画は、全町職員を対象とし、職員一人ひとりが自覚を持ち、各職場において意識的かつ積極的に環境への配慮を実践していく必要があります。

そのための推進体制を次のとおりとします。

組織名	役職	主な役割
《津南町率先行動計画推進本部》 本部長 副本部長 本部員	《課長会議で構成》 津南町長 総務課長 各課長又はそれに準ずる者	計画の策定・見直し 計画の進行管理・公表
率先行動責任者	各所属長	実施状況の管理・点検・報告
率先行動推進員	各班長	率先行動の推進・評価・調査等
全職員		自らの率先行動の推進・協力
率先行動事務局	税務町民課町民班	記録の集計・点検・報告 職員への普及・啓発

※小・中学校、保育園においては、取りまとめは教育委員会子育て教育班で行う。

2 計画の策定見直し

率先行動計画は、津南町率先行動計画推進本部（本部長津南町長・課長会議で構成）において策定・見直しを行います。

3 率先行動の推進

- ① 「具体的取組内容」をマニュアル化し、周知することで、職員一人ひとりの意識的かつ積極的な率先行動の実践を推進します。
- ② 全ての「率先行動責任者」（所属長）は、当該所属及び職員による率先行動が確実に実行されるよう努めます。
- ③ 前項の目的のため、全ての所属長は、所属に「率先行動推進員」（各班長）を置き、率先行動の具体的な実施に当たさせます。

4 実施状況の点検・報告・進行管理・公表

- ① 各所属長は、「率先行動点検シート〔職員用〕」（様式1）を率先行動推進員に1か月毎に評価・記載させ、率先行動の所属での実施状況を自己点検します。また、庁舎管理担当課・保育園等施設長は「率先行動点検シート〔職員用〕」に加え、「率先行動点検シート〔施設管理用〕」（様式2）も併せて同方法で自己点検します。

- ② 各所属長は、これらの率先行動点検シートにより、1年分の実施状況を評価し、率先行動推進員に改善点等の指示を行った後、所属の率先行動点検シートを率先行動計画推進本部（事務局：税務町民課町民班）に報告（提出）します。
- ③ 率先行動計画推進本部において計画の進行管理を行い、毎年、率先行動の実施状況を公表します。

（参考：指標一覧表）

率先行動計画に掲げる指標

項 目		2022（H34）指標	項 目	2022（H34）指標
エネルギーの使用の削減（CO ₂ 換算）		▲ 5%	古紙 70%以上、白色度 70%以下のコピー・浄書用紙等の使用割合	100%
電気使用量		▲ 5%		
燃料使用量	LP ガス・灯油・重油の使用量	▲ 5%	古紙 70%以上、白色度 70%以下の印刷用紙の使用割合	50%
	自動車燃料使用量	▲ 5%	古紙 100%のトイレットペーパーの使用割合	100%
水道水使用量の削減		▲ 5%		▲ 15%
コピー・浄書用紙等使用量の削減		▲ 10%	リサイクル率	50%